

世田谷区公示送達第 4 9 号

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条の規定により下記書類を送達しようとしたが、その住所、居所ともに不明のため送達できないので、同条の規定に基づき公示する。

なお、下記書類はこれを保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

交 付 場 所 世田谷区保健福祉政策部保険料収納課

令和 8 年 7 月 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

記

番号	送達すべき書類 (文書番号)	送達を受けるべき者	
		記号番号	氏名
1	国民健康保険法第 7 9 条の 2 及び地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 3 項による地方税法の規定に基づく通知 (8 世保収処第 1 4 8 3 号)	6 3 - 6 9 1 7 - 0 1	Q I Y U G U I